(六)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
740,000	743,000	73,010	66,550	60,080	53,610	47,150	40,680	34,210	27,750	259,000
743,000	746,000	73,560	67,100	60,630	54,160	47,700	41,230	34,770	28,300	260,600
746,000	749,000	74,110	67,650	61,180	54,720	48,250	41,780	35,320	28,850	262,100
749,000	752,000	74,670	68,200	61,730	55,270	48,800	42,330	35,870	29,400	263,600
752,000	755,000	75,220	68,750	62,280	55,820	49,360	42,880	36,420	29,960	265,200
755,000	758,000	75,770	69,310	62,830	56,370	49,910	43,430	36,970	30,510	266,700
758,000	761,000	76,320	69,860	63,380	56,920	50,460	43,980	37,520	31,060	268,200
761,000	764,000	76,870	70,410	63,940	57,470	51,010	44,540	38,070	31,610	269,900
764,000	767,000	77,420	70,960	64,490	58,020	51,560	45,090	38,620	32,160	271,400
767,000	770,000	77,970	71,510	65,040	58,570	52,110	45,640	39,180	32,710	272,900
770,000	773,000	78,530	72,060	65,590	59,130	52,660	46,190	39,730	33,260	274,400
773,000	776,000	79,080	72,610	66,140	59,680	53,210	46,740	40,280	33,820	276,000
776,000	779,000	79,630	73,160	66,690	60,230	53,770	47,290	40,830	34,370	277,500
779,000	782,000	80,180	73,720	67,240	60,780	54,320	47,840	41,380	34,920	279,000
782,000	785,000	80,730	74,270	67,790	61,330	54,870	48,400	41,930	35,470	280,700
785,000	788,000	81,280	74,820	68,350	61,880	55,420	48,950	42,480	36,020	282,200
788,000	791,000	81,830	75,370	68,900	62,430	55,970	49,500	43,040	36,570	283,700
791,000	794,000	82,460	75,920	69,450	62,990	56,520	50,050	43,590	37,120	285,300
794,000	797,000	83,100	76,470	70,000	63,540	57,070	50,600	44,140	37,670	286,800
797,000	800,000	83,730	77,020	70,550	64,090	57,630	51,150	44,690	38,230	288,300
800,000	803,000	84,370	77,580	71,100	64,640	58,180	51,700	45,240	38,780	290,000
803,000	806,000	85,000	78,130	71,650	65,190	58,730	52,250	45,790	39,330	291,500
806,000	809,000	85,630	78,680	72,210	65,740	59,280	52,810	46,340	39,880	293,000
809,000	812,000	86,260	79,230	72,760	66,290	59,830	53,360	46,890	40,430	294,600
812,000	815,000	86,900	79,780	73,310	66,840	60,380	53,910	47,450	40,980	296,100
815,000	818,000	87,530	80,330	73,860	67,400	60,930	54,460	48,000	41,530	297,600
818,000	821,000	88,160	80,880	74,410	67,950	61,480	55,010	48,550	42,090	299,200
821,000	824,000	88,800	81,430	74,960	68,500	62,040	55,560	49,100	42,640	300,800
824,000	827,000	89,440	82,000	75,510	69,050	62,590	56,110	49,650	43,190	302,300
827,000	830,000	90,070	82,630	76,060	69,600	63,140	56,670	50,200	43,740	303,800
830,000	833,000	90,710	83,260	76,620	70,150	63,690	57,220	50,750	44,290	305,400
833,000	836,000	91,360	83,930	77,200	70,720	64,260	57,800	51,330	44,860	306,900
836,000	839,000	92,060	84,630	77,810	71,340	64,870	58,410	51,940	45,480	308,400
839,000	842,000	92,770	85,340	78,420	71,950	65,490	59,020	52,550	46,090	310,000
842,000	845,000	93,470	86,040	79,040	72,560	66,100	59,640	53,160	46,700	311,600
845,000	848,000	94,180	86,740	79,650	73,180	66,710	60,250	53,780	47,310	313,100
848,000	851,000	94,880	87,450	80,260	73,790	67,320	60,860	54,390	47,930	314,700
851,000	854,000	95,590	88,150	80,870	74,400	67,940	61,470	55,000	48,540	316,200
854,000	857,000	96,290	88,860	81,490	75,010	68,550	62,090	55,610	49,150	317,700
857,000	860,000	97,000	89,560	82,130	75,630	69,160	62,700	56,230	49,760	319,300
860,000円		97,350	89,920	82,480	75,930	69,470	63,010	56,530	50,070	320,900
860,000円を超え970,000円に満たない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の23.483％に相当する金額を加算した金額								320,900円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額

(七)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
970,000円		123,190円	115,760円	108,320円	101,770円	95,310円	88,850円	82,370円	75,910円	
970,000円を超え1,720,000円に満たない金額		970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち970,000円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額								
1,720,000円		375,890円	368,460円	361,020円	354,470円	348,010円	341,550円	335,070円	328,610円	672,200円
1,720,000円を超え3,550,000円に満たない金額		1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								672,200円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額
3,550,000円		1,123,270円	1,115,840円	1,108,400円	1,101,850円	1,095,390円	1,088,930円	1,082,450円	1,075,990円	
3,550,000円を超える金額		3,550,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,550,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに1,610円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,610円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額

(注)　この表における用語については、次に定めるところによる。
　㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。
　㈡　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。
(備考)　税額の求め方は、次のとおりである。
　㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、
　　⑴　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
　　⑵　当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が所得税法第百九十四条第四項に規定する国外居住親族（⑷において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この㈠において同じ。）の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
　　⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに1,610円を控除した金額が、その求める税額である。
　　⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。
　㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が所得税法第百九十五条第四項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等１人ごとに1,610円を控除した金額）が、その求める税額である。